

平成25年5月17日

於・1002会議室（10階）

第992回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開	会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）			
(1)	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する 省令案について (諮問第12号)	1
(2)	電波法施行規則の一部を改正する省令案について (諮問第13号)	7
(3)	広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開 設指針の制定について (諮問第14号)	18
5. 閉	会	35

開 会

○前田会長 それでは、始めましょうか。

総合通信基盤局職員に、入室するように依頼してください。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について（諮問第12号）

○前田会長 ただいまから審議会を開催いたします。最初の諮問第12号「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について」につきまして、菅田認証推進室長からご説明をお願いいたします。

○菅田認証推進室長 それでは、諮問第12号につきまして、別に添付してございます参考資料を使ってご説明させていただきたいと存じます。

まず、本件ですけれども、基準認証制度の一つであります技術基準適合自己確認制度の対象設備の拡大に伴います関係省令、すなわち特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正するものでございます。

まず、2ページ目をご覧ください。こちらは、無線設備の基準認証制度の概要につきまして簡単に述べさせていただいてございます。基準認証制度は、簡単に言いますと技術基準への適合性を事前に証明する制度でございます。一般に、無線局を運用する場合は総務大臣の免許が必要となりますけれども、基準認証制度を利用することによりまして、無線局の免許が不要になったり、無線

局開設時の検査を省略することなどができます。

この基準認証制度につきましては、3つのパターンがございます。1つ目は、こちらの図に書いてございますように、①としているところですが、技術基準適合証明です。こちらは、メーカーが第三者機関である登録証明機関に技術基準への適合性を審査してもらうので、原則無線設備を1台ずつ測定するものでございます。試験的に製造した無線設備や、比較的生産台数の少ない無線設備がこの制度を利用してございます。

2つ目ですが、②としまして工事設計認証がございます。こちらは、メーカーが例えば携帯電話等のような大量に生産する場合に利用してございまして、第三者機関である登録証明機関に工事設計書や無線設備のサンプルを提出して、登録証明機関が技術基準への適合性について審査するものでございます。

3つ目でございますが、③と書いておりますのが今回の制度改正の対象であります技術基準適合自己確認でございます。これは、他の無線局に著しく混信を与えるおそれの少ない無線設備につきまして、メーカー自らが無線設備を測定し、技術基準への適合性を確認するものでございます。メーカー自らが実施するメリットもございますが、測定機等の較正等適切に管理する必要もございます。

続きまして、資料の3ページ目をご覧ください。このページは、自己確認制度の現状について説明したものでございます。本制度は、先ほど申し上げましたように、他の無線局の運用を著しく阻害するおそれの少ない無線設備を対象としていますけれども、メーカーが自ら技術基準に適合したことを確認するもので、平成16年に製品の迅速な市場投入を目的に導入されたものでございます。対象設備の基本的な考え方としましては、他の無線設備の管理下にあります被制御型の端末などがございます。具体的には、携帯電話端末やPHS端末等の2.1設備となっております。これまでの実績でございますけれども、平

成16年から19年にかけて120件程度となっております。最近では自己確認制度があまり使われていない状況でございます。

次のページに移らせていただきます。4ページ目でございますけれども、4ページ目では、本件の改正の背景やその内容についてご説明させていただいております。これまで携帯電話端末というのは、第2世代の時代のときに、まさに携帯電話の機能のみで構成されてございました。このため、メーカーは自己確認を利用してございました。

現在では、スマートフォンに見られますようにBluetoothやWiFiなど無線LANの機能も内蔵されている状況になってございます。しかしながら、無線LANがこれまで自己確認の対象となっていなかったことから、携帯電話端末として自己確認ができて、メーカーとしては無線LANを含めてスマートフォン全体として自己確認が適用できない状況でございました。この状況を踏まえまして、自己確認の対象設備として携帯電話端末、PHS端末等と同一の筐体に収められる無線LANにつきまして追加するものでございます。

今回のこの改正に関連しまして、5ページ目から7ページ目まで関連の背景資料を添付してございます。5ページ目につきましては、平成24年7月に閣議決定されました規制・制度改革に係る方針でございます。それから、6ページ目でございますが、昨年12月に取りまとめられました電波有効利用の促進に関する検討会の報告書でございます。こちらにおきまして、無線設備の技術基準、使用態様、他の無線局に混信妨害を与える影響の度合いを考慮して措置すべきとされてございます。また、平成25年3月から4月にかけてパブリックコメントを行いまして、最後のページでございますが、1件のみ意見がございましたが、改正内容に修正等を要する意見ではございませんでした。

以上、技術基準適合自己確認制度の対象設備の拡大につきましてご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

○原島代理 よろしいでしょうか。

○前田会長 はい。

○原島代理 参考資料のほうですけれども、参考2の「電波有効利用の促進に関する検討会報告」の最後のところに、「このような自己確認制度の新たな対象範囲の拡大に当たっては、技術基準不適合機器の流通拡大へのリスクが存在するため慎重な検討を行うことが必要である」と書いてありますが、具体的範囲の拡大には慎重な検討が必要なのでしょうか。

○菅田認証推進室長 今回電波有効利用の促進に関する検討会におきましても、メーカーが迅速に市場に投入できるという観点からは、自己確認制度を有効に使うべきということをございましたけれども、ただし、欧米、特にヨーロッパのほうでは自己確認制度を主としておるんですが、かえって市場に不適合機器が流通しているという実態がございますので、自己確認制度をむやみに拡大していくのではなくて、1個1個慎重に見極めて追加していくべきだということと承知してございます。

○原島代理 不適合機器というのは、無線LANの規格を満たしているものの中にもあるんですか。それとも、無線LAN規格以外のものをつけているから、それが不適合機器ということになるんですか。

○菅田認証推進室長 無線LANにつきまして、ヨーロッパでも適合していないものがあるようには聞いておりますが、実態はまだよくわかってません。それ以外によく不適合と言われているものは、認証の手続上問題があって、きちっと適合性を表示していないといったものも含まれてございます。そういったものを含めて不適合機器が多いと言われてございます。

○前田会長 単純に言うと、現在自己確認制度の対象になっているものに無線

L A Nを追加した場合もこの制度の対象にしようということですか。

○菅田認証推進室長 携帯電話とかP H Sというのは、電気通信事業者が管理しているものでございますので、仮にそういったところに載せてある無線L A Nが何らかの不具合を持っているものでございまして、基本的に携帯電話の事業者などから管理ができるということで、ある程度影響を抑えることができるということから判断いたしました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○松崎委員 よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ。

○松崎委員 第2世代の時の携帯は、工事設計を認証しなければいけなかったわけですが、その後自己確認を認め、特にアマチュア無線から混信が増加しているという訴えとか、混信妨害のクレームの件数が増えたという事例はないのでしょうか。

○菅田認証推進室長 アマチュア無線との関係で言いますと、アマチュア無線の利用者が携帯電話のほうに相対的に移行されているということもございまして、データの的には少なくなってきているというところがございます。

○松崎委員 確認のスタイルが変わったからといって、妨害電波が増えたという因果関係はないと。

○武井電波部長 特に今まで第2世代携帯電話に技術基準適合自己確認制度を入れて、それによって携帯電話関係の妨害が増えたという話は、今まで私どもは聞いたことはございません。監視のほうの申告でも、その類いの物が目立つといったことはなかったと承知しております。

○柳島監視監理室長 特に携帯電話関係につきましては、しっかり造られているということもありまして、携帯電話自身が妨害を与えてしまうという事例は今までほとんど聞いたことがないという感じです。

- 松崎委員 わかりました。ありがとうございます。
- 前田会長 ほかにはいかがですか。
- 山本委員 よろしいですか。
- 前田会長 どうぞ、お願いします。
- 山本委員 先ほど欧州でそういう問題が起きているという話がありましたが、欧州はそれに対して対策を検討しているのでしょうか。
- 菅田認証推進室長 欧州でも、不適合機器というものが流通していることについて非常に危機感を持ってございます。市場調査もかなり広く各国の規制庁がやっているんですけれども、日本と制度の違いがございまして、ヨーロッパのほうは基本的には市場に流通させる前に必ず自己確認をなさйтеということでございます。自己確認がなかなかきちっと徹底しない、特に中国系、あるいは輸入されるものはそれが結構緩いということもございまして、困っているということでございます。
- 山本委員 輸入されるものが主な原因であるということですか。
- 菅田認証推進室長 輸入されるものでも、必ず欧州の基準に合致していることをきちっと自己確認されていなければいけないんですが、それがきちっとされないで市場に流通しているという状況です。
- 山本委員 それは相互承認のような条約を結んだ国との間ですか。
- 菅田認証推進室長 相互承認というよりは、生産国が中国で。
- 山本委員 生産国が他国であるということですか。
- 菅田認証推進室長 はい。
- 前田会長 ほかにはありますか。
- 松崎委員 これと同じ問題が日本でも起こり得るということはないんですか。
- 菅田認証推進室長 基本的には日本の場合、どちらかというと第三者機関による認証を使っているメーカーの方が多いうことでございますので、あま

りそういった事態にはなっていないと考えております。米国も第三者機関の認証を中心としてございますので、そういった意味で不適合機器の流通は少ないと見てございます。

○前田会長 ありがとうございます。

特に反対意見はないですね。反対意見はないようですので、諮問第12号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしたいと思います。よろしゅうございますか。

よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について (諮問第13号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第13号「電波法施行規則の一部を改正する省令案について」につきまして、柳島監視監理室長から説明をお願いいたします。

○柳島監視監理室長 それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。電波法施行規則の一部を改正する省令案ということで、携帯電話中継装置に免許情報告知制度を適用するものでございます。

背景でございますけれども、携帯電話、昨今で言いますとスマートフォンの利用がさらに拡大しているということで、電波の届きにくい場所においても利用したいというニーズが従来から非常に高まっているということかと思えます。そのような中で、携帯電話事業者以外の者が免許を受けずに不法に携帯電話中継装置を設置して、携帯電話基地局に重大な障害を与える事例が後を絶たないというのが現状でございます。

これまでも、総務省と携帯電話事業者各社が協力いたしまして、このよう

な装置の設置者に対して使用をやめていただくということで指導をしたり、周知広報をしてきたところでございますけれども、最近で言いますと、昨年新しく周波数を利用開始した、もしくはそのために周波数の割当てを変更するといったことを行っておりまして、さらにこういった装置を原因とする障害が増えるおそれがあるところでございます。

一般の方々につきましては、こういったものを設置することが違法である、それから、携帯電話基地局に障害を与えていると知らないで使ってしまうということがあるものですから、更なる障害が拡大しないように、こういったものを販売する際には、「設置には免許が必要」である旨告知することを義務づけることを制度の中に位置づけるということでございます。

改正の概要といたしましては、携帯電話の中継のための無線局に使用される周波数の電波を使用する無線設備を指定無線設備として追加し、免許情報告知制度の対象といたします。施行は本年7月1日を考えております。

1枚めくっていただきまして、不法携帯電話中継装置につきまして簡単にご説明差し上げます。不法携帯電話中継装置とは、先ほど申し上げました電波の届かない地下の店舗とかビル内等において、携帯電話での通信を可能にするということで、携帯電話事業者以外の者が不法に設置しているというものでございます。このようなものは、一般に無線局の免許が要らない、すぐに取り付けられますといううたい文句で販売されていることが多くございます。

しかしながら、こういったものは携帯電話事業者でありますればきちんと電波の状況をチェックしてから適切に設置されるというものでございますけれども、不法携帯電話中継装置を販売している者につきましては、そういったことを適切にせず、かつ装置自身も非常に性能の悪いもので、こういったものが設置されますと妨害を与えてしまうということでございます。当然ながら、免許を取らずにこのようなものを使用いたしますと、電波法違反となりまして処

罰の対象となります。

下に図が描いてございますけれども、屋内と屋外を結ぶ装置を設置いたしまして、ビルの中、地下店舗等で使うものでございます。

1枚めくっていただきまして、免許情報告知制度でございますけれども、不法無線局に使用されるおそれの高い無線設備を指定無線設備として指定いたしまして、このようなものが免許なしで使われないようにするということが告知するものでございます。平成6年から実施されております。現在までのところ、不法市民ラジオ、CBと言われているもの、不法パーソナル無線、不法アマチュア無線が指定されております。

これに指定されますと、囲みの中にありますとおり、販売業者に対しまして販売前、販売時点の2段階におきまして無線局免許取得に関する告知義務が賦課されます。その義務に違反した者に対しましては、総務大臣から改善の指示が可能であるほか、必要に応じまして報告徴収、立入検査が可能となっております。これらの指示に違反いたしますと、30万円以下の罰金ということになります。

2段階につきましては、「告知」と書いてある囲みのところに書いてありますけれども、まず、第一段階といたしまして販売契約締結前につきましては、指定無線設備を使用している無線局を開設しようとするときは免許が必要である旨を告知する。それから、第二段階といたしまして販売契約締結時におきましては、次の情報を記載した書面を交付することということで、無線局免許が必要であること、無免許で無線局を開設した場合には刑罰に処せられること、免許の申請先でございます。

これまで、3種類のものにつきまして指定無線設備の告知制度として取り扱っておりますけれども、総務省といたしましてもこれがきちんと実行されるようにということで、各地方の総合通信局を中心といたしまして毎年調査をして

おります。平成24年につきましては、実際に指定無線設備を販売していた店舗が98店舗ありまして、その中で第一段階、第二段階、もしくは両方とも不履行だったというところがそれぞれありまして、合計26店舗に対しまして指導をしているところでございます。

次のページをめくっていただきまして、これまでの対応状況につきましては先ほどお伝え申し上げましたけれども、このような携帯電話中継装置につきましては平成13年ごろから非常に増えてきました。当時、携帯電話が非常に普及する時期にあつて、まだ不感地帯もたくさんあったということで、このような装置が出回る環境となつてしまつていたということかと思ひます。

このようなことでありましたものですから、先ほど申し上げましたけれども、我々と携帯電話事業者が一緒になつて取り組みまして、撤去のための対策を講じるとともに、例えばビルのオーナー、もしくは地下街の飲食店の方々に対しましてチラシを配つて、こういったものを使うと違法になります、ほかの方の迷惑になりますということで周知広報も実施してきたところでございます。しかしながら、引き続きまだ販売を続けている業者もあるということで、昨年度につきましては、実際に254件の妨害が発生している。妨害に至っていない案件も含めまして、206件につきましては当該中継装置を撤去していただいているという対策を実施しているところでございます。

指定無線設備の要件につきましては、法律に書いてございますけれども、まず1つ目といたしまして、電波法第4条の規定に違反して開設される無線局のうち、特定の範囲の周波数の電波を使用するものが著しく多数であると認められるということで、先ほど申し上げました254件は、他の機械が原因と特定されているものが8件であることに比べて非常に多くなつているのが現状でございます。

それから、2つ目でございますけれども、特定の範囲の周波数の電波を使用

する無線設備が広く販売されているため、特定不法開設局の数を減少させることが容易でないということでございます。当該無線局につきましては、インターネット販売が中心でやっているということもありまして、全国的にネットで検索するとまだ出てくるとというのが現状でありまして、非常に容易に入手、購入できるという状況でございます。このように、流通が容易であるということで、市場に出ていくのを取り締まることそのままではなかなか困難であるということで、指定無線設備に指定することが適切ではないかと考えております。

次のページに、現在指定されている指定無線設備の概要につきましてお示しさせていただきます。簡単に説明いたしますと、不法市民ラジオ、不法CBと呼ばれているものですが、合法のものは、0.5ワット以下ということで認められておりますが、一時期これが非常に社会問題となりまして、例えばテレビが映らなくなるに始まって、自動ドアが人がいないにもかかわらず自動であいてしまうということが起こりました。そういったものにつきましては、0.5ワットではなくて数キロワットというパワーをアンテナに入れていたというものもございます。

それから、不法パーソナル無線は、市民ラジオをきちんと使っていただくために、簡易な手続きによる免許ということで新たに導入されたものではあったんですけども、改造されてしまいまして、パワーを上げたり、指定された周波数以外のところで電波を出すということで、さらに妨害を与える原因となってしまいました。こちらにつきましては、利用者が大分減ってきたということもありまして、現在平成27年までの免許の有効期限となっております。また、同じ周波数につきましては、昨年からはソフトバンクが新たに携帯用の周波数として使用するということがありますので、現在不法パーソナル無線につきましては取り締まりを強化しているところでございます。

それから、3番目の不法アマチュア無線でございますけれども、機械そのもの

のにつきましては免許を取って使っていただく分には何の問題もございませんが、どこでも非常に簡単に入手できるということもありましたものですから、免許を取らずに使用する者が非常に多いという時期もございました。最近では大分少なくなってきましたけれども、まだ引き続きこういったものを不法に使っているということもございますので、指定無線設備に指定されておりました、実際に販売する際には免許が必要であるという告知が義務づけられているものでございます。

それから、本件についてパブリックコメントを実施しましたところ、1件意見をいただいております、概略を申し上げますと、不法携帯電話中継装置により継続的に妨害が発生しているということで、こういったものが指定無線設備に指定されることについては適当であるということで、賛成の意見をいただいております。

それから、もう一枚ご参考といたしまして、横長の「電波監視業務」という資料を配付させていただいております。電波につきましては、きちんと使っていただくということで免許制度がありますけれども、さらに、その運用が適切になされるように実際に電波を監視するというので、我々は24時間365日対応しているところでございます。このためには、全国的にセンサーを配置いたしまして、何かあったときにはすぐにそれでキャッチする。それから、実際に不法局、もしくは障害が発生しているときには、現場に駆けつけてすぐ周囲を調べるということもやっております。

ただ、起こってからやるだけでは対策が非常に難しいものでございますから、左下にありますように、未然防止という観点から免許情報告知制度のほか、実際に機器を購入いたしまして、それが本当に電波法の技術基準に適合しているかどうかということについてもチェックしております、今後そういったものにつきましてもきちんと販売店、メーカー等に対しまして注意喚起をしていく

ということも考えております。

そのほか、将来的に電波を使っていただくようになる方々、もしくは将来そういう技術に興味を持ってもらうという観点で、子供たちに対しまして各地で電波教室を開きまして、周知を行っているというところでもございます。

以上、駆け足でしたけれども、説明させていただきました。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 よろしいでしょうか。

○前田会長 お願いします。

○原島代理 携帯電話中継装置が不法無線局に使用されるおそれが高いため、指定無線設備に今回指定したいということなのですが、指定すると無線局免許取得に対する告知義務が出てくるわけですね。その告知義務は、設置には免許が必要であるということですが、一般的に考えると、設置には免許が必要であると記述されていることは、免許を取れば個人でも使用できますということ。一般購入者から見れば、そう解釈されるおそれがある。実際に免許申請書を提出すれば個人でも免許が取れるものなんでしょうか。

○柳島監視監理室長 こちらにつきましては、基本的には個人に対して免許されずに、携帯電話事業者に対して免許されるものでございます。こういった形で周知するということのメリットの一つは、今業者が免許がなくても非常に簡単に設置できますと言っているものですから、設置しようかと考えている方のハードルが非常に下がってしまっているという面がございます。

じゃあ、免許を取らないと使えませんという話をしたときに、どの程度ハードルが上がるのかということについては、やってみなければいけない部分もあるかと思えますけれども、一般の方々ですと、免許が必要だとなったときに、業者のほうで免許を取ってくださいと依頼するのが普通なんですね。ほかの無

線局でもそうなんですけれども、一般の方は自分で免許を取るということを実はあまりしなくて、販売店等に免許をお願いするということになるかと思えます。そういった場合、販売店として免許を取得できないにもかかわらず、免許を取ってきますとまではさすがに言えないと思えますので、そういう意味で非常にハードルが上がるということについては間違いないものだと思っております。

もう一つ、実際今までもそうだったんですけれども、今回これが指定無線設備に指定された際には、今までとは1ランク上がった形で周知広報がしやすくなる。今まではちょっと引いた感じで、技術基準適合マークがついていますかという形での周知しかできなかったんですけれども、今後は免許を取得しないとだめなんですということを、きちんと業者に対しても利用者に対しても周知広報がやりやすくなるということで、今までよりも一般の方が手にする機会が減らせるのではないかという期待をしております。ただ、これだけで全てがうまくいくかどうかという部分もありますので、それにつきましては引き続き状況を見ながら対応していくということを考えてございます。

○原島代理 設置には免許が必要ではなく、個人では免許が取れませんが、本当はそうしっかり書かないと、消費者保護の立場から、却ってマイナスになるのではないかという気がしますが。

○柳島監視監理室長 実は、電波法上免許が取れない無線局はなくて、条件を整えば免許を取れる場合があるんですね。こういったケースはどういうことかといいますと、例えば人里離れた、もしくは無人島でこれを使って実験をしたいということで申請が来た場合については、実験局の免許が与えられるケースがあるんですね。ですから、免許が取れませんかと言い切れないところが我々としてはもどかしいというところではあります。

○原島代理 そうしますと、どういうときに免許が取れて、こういうときには

取れません、注意してくださいと周知徹底をしっかりとしないと、ということですね。

○柳島監視監理室長　そうですね。おっしゃるとおりです。

○原島代理　設置には免許が必要というのと、却って今までは取れなかった、できないと思っていたのができるようになったと解釈される可能性がありますので、ぜひ周知徹底で誤解がないようにしていただければと思います。

○柳島監視監理室長　そのように取り組んでいきたいと思います。

○松崎委員　お伺いしたいのですけれども、「『無線局の免許がいない』等のうたい文句で販売されている」と書いてありますが、これは景品表示法等に違反するのではないですか。販売する側が消費者に対して誤認させるうたい文句で販売しているということであれば、設置する以前に販売のところで網がかけられないのでしょうか。

○柳島監視監理室長　そうですね。そういう可能性もあるとは思いますが、ただ、どこまで言えば虚偽になるかなんですけれども、実際問題本当に免許が要らないかどうかを実際に測定してみないとわからないということがありますので、それだけをもっていい、悪いと判断できないというところは若干微妙なところではあります。

○松崎委員　こう書いてあったら、惹かれて買いますね。

○原島代理　そういう意味で、却って危険なところがあるかなという気はしますけど。

もう一つお聞きしたいのは、重大な障害を与える事例が後を絶たないということは、そういうニーズがあるということですね。逆に言うと、携帯電話事業者がそのニーズに応えていないのが原因である。そうすると、その原因をしっかりとらせることが重要なのではないかと思います。どうなんでしょうか。おそらくは、各携帯電話事業者は自社のものには対応していると思うんですが、

不法のものは一括してそれだけを置けばという非常に簡易なものですよね。それにしっかり事業者が対応すれば、こういったケースを絶つことができると思うんですが、いかがでしょうか。

○柳島監視監理室長 先ほど申し上げましたけれども、もともと平成13年ごろにはなかなか携帯電話事業者が対応し切れていなかった、もしくは費用がたかさんかかるということもあって、こういうアングラなものが広まってしまうという素地があったかと思います。今会長代理がおっしゃったとおり、現状で言えば各社とも例えば48時間以内にユーザーのところに行って調査して、正しくレピーターなどを設置する工事をするという努力は大分されている。

ただ、おっしゃられたとおり、事業者ごとになっているというところはございます。簡単に設置するためにはあまり帯域を広くできないという部分もあって、不法携帯電話中継装置というのは全てのものを一括してやってしまうものですから、ノイズが多くなってしまいますとかうまくできていない部分もあって、それが逆に影響を与えてしまうことにもつながっているという部分もあります。なので、全部共通してまとめて簡単に設置できるといういいところばかりのものはなかなか難しい面はあると思うんですけれども、ただ、技術がうまく進んでいくと今後そういうものが出てくる可能性もなくはないかもしれないという期待はあります。

○原島代理 こういうのは、もとを絶つというのが対策として一番重要なことですので、ぜひよろしく願いいたします。

○村田委員 3ページの免許情報告知制度ですけれども、販売業者、小売業者が告知義務を賦課され、メーカーは商品に表示を賦課されるわけではない。

○柳島監視監理室長 メーカーそのものではなくて、販売店が一般の方に販売するときこのような義務が賦課されるということでございます。

○村田委員 その下のほうにある年度ごとの調査ですが、第一段階は履行して

いますけれどもほかは履行していませんとか、指導対象店舗は、調査の10%ぐらいは何らかの指導をしないといけない状況だということですね。

○柳島監視監理室長 そうですね。

○村田委員 そういうものだけでも、そもそも論の中に今回新たに携帯電話の屋外ユニットも入れましょうということ。

○柳島監視監理室長 はい。

○村田委員 わかりました。

○雨宮審理官 会長、よろしいですか。

○前田会長 はい。

○雨宮審理官 今は販売業者の話だけだったんですけれども、製造業者に対しての電波法102条の11による勧告制度があるはずですが、こちらについてと実施状況について参考まで教えていただけませんかでしょうか。

○柳島監視監理室長 今回この省令改正に直接的な関係はないんですけれども、先ほど申し上げました監視の実施業務の中に、未然防止という観点から電波法の中に別に勧告公表制度というものがございます。これはどういったものかといいますと、ある特定の無線機が市場に広く出回ってしまっていて、それが原因で混信妨害を起こしてしまうといったようなものが売られている場合については、造っているメーカー、もしくは販売店に対しまして、その設備が問題を起こしているということで、何らかの対策をとりなさいという勧告をすることができるような制度でございます。こちらにつきましても不法携帯電話中継装置の対策になり得るものとして、現在その適用につきましても検討は進めているところでございます。

免許情報告知制度との違いといたしましては、現にある特定の機械が妨害を与えているということ、かつそれが広く広まっているということが証明されないと勧告ができないという制度になってございまして、告知制度のようにこの

周波数帯で不法中継装置の機能を持っているものであればそういう対象になるものと若干毛色が違うものではございます。ただ、我々といたしましては、今電波法の中で規定されているツールは全て活用して、こういうものを取り締まっていく、また、出回らないようにしようと考えておりますので、そちらのほうも視野に入れてやっているところではございます。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。特に省令改正についての反対はないですか。

それでは、特に反対もないようですので、諮問第13号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(3) 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針の制定について（諮問第14号）

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第14号「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針の制定について」につきまして、田原移動通信課長と豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 諮問第14号説明資料「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設指針の制定について」を使ってご説明させていただきます。

おめぐりいただいて1ページ目でございますけれども、広帯域移動無線アクセスシステム、通称BWA、Broadband Wireless Access systemと呼ばれるも

のでございますが、こちらにつきましては、周波数再編アクションプランにおきまして2.5GHz帯で周波数の拡大を図るということで、昨年秋に技術基準並びに周波数割当計画の改正につきまして、電波監理審議会にお諮りして、昨年末までに制度整備をしているところでございます。

こうした中で、新たな周波数帯、具体的には下に「2.5GHz帯の周波数割当て状況」とございますけれども、その中の右のほうに「今回の割当対象周波数」とございますが、2,625から2,650MHzの25MHzでございますけれども、こちらについて利用希望を昨年秋に伺っております。参考5につけさせていただいていますが、17者から意見がございまして、特にWireless City Planning及びUQコミュニケーションズという既存の2社のBWA事業者と、NTTドコモから利用希望の提案があったところでございます。

あわせて、割当ての検討に資するというところで、現在の電波の利用状況を把握するため、電波法に基づく臨時の電波の利用状況調査を今年の春に実施したところでございます。こちらの評価結果につきましては、先月の当審議会にお諮りしましてご了承いただいたものでございますけれども、参考6につけさせていただいていますが、利用が広がっているということで、早急に新たな周波数の割当てが必要という評価結果となっております。こういうものを踏まえまして、今後新たに2,625から2,650MHzの周波数の割当てを行うため、BWAの高度化のための特定基地局の開設指針の制定についてお諮りするものでございます。

開設指針の基本的な考え方でございますけれども、BWAの通信トラヒックの急増を踏まえまして、BWAの高度化を可能とするために割り当てるということでございます。具体的な高度化のイメージでございますけれども、8ページ目の参考2をご覧くださいいただければと思います。現在、携帯電話でも高速なサービスが提供されておりますけれども、BWAではこれまでに最大110Mbps

s 程度の 100Mbps を超えるような高速サービスの提供がされております。それを上回るようなサービスを、電波を有効に活用しながら提供するということで、新しい技術を積極的に活用していくことを念頭に置いております。

具体的な技術でございますけれども、ここに2つ例を書かせていただいておりますが、空間多重方式、一般的にMIMOと呼ばれるものでございますけれども、アンテナを複数使いまして、普通は1チャンネルで送るものを、アンテナを2つ使って2チャンネル分を同時に送ることによって倍の通信速度を確保するというものでございます。2本使って倍送るというのは、現在も提供されているものでございますが、今後4本使って送るというサービスが登場しつつあるというか、今後まもなく登場してくるだろうというレベルになっております。こういったものを使って速くする。

あるいは、下にキャリアアグリゲーションとございますけれども、具体的にはキャリアというのは通信波、アグリゲーションは束ねるということで、下に周波数A、周波数Bと書いてございますが、右側のように周波数の異なるものを2つ束ねて高速化する。これも2波分を使うということでございますが、倍の通信速度を実現できる。

こういった技術を実現しますと、下の「最大通信速度」という表に、キャリアアグリゲーションやMIMOがあり、なしと書いてございますけれども、基本的に112Mbpsと薄い明朝体の字で書いてある程度のサービスは現在できておりますが、225という200Mbps超のサービスが今後出てくるだろうということですので、こういう技術を使って今よりも速い150Mbps超とさせていただいておりますが、そういった通信サービスを高度なBWAサービスと定義付け、これを普及することを目的として、この開設指針を定めていくものでございます。

1 ページ目にお戻りいただければと思います。割当ての周波数幅でございま

すけれども、対象が2,625から2,650MHzの25MHz幅でございますが、他システムとのガードバンドを念頭に置き、最大の割当幅を20MHzとしております。ただ、先ほどのキャリアアグリゲーションという技術を使えば、既存の事業者は10MHz幅だけでも150Mbpsを超えるような高速サービスを提供できるということでございますので、そういう希望を出していただいても構わないという形にしております。

審査の方法でございますけれども、昨年ご審議、ご答申いただきました700MHz帯、900MHz帯のときの開設指針と同様、絶対審査基準と競願時審査基準という2段階での評価とさせていただいております。具体的には、この後、豊嶋からご説明させていただきます。

あわせて、こちらは昨年も実施していますが、審査自身は点数化してわかりやすく、透明化しているということでございます。さらに、今回、初めてという形になりますけれども、配点そのものを指針案とあわせて既にパブリックコメントに付してございます。こういった形で配点していますというものを、事前に公表しているところでございます。

具体的な審査の方法の中身について、豊嶋からご説明させていただきます。
○豊嶋高度道路交通システム推進官 続きまして、開設指針の内容等を説明してまいりたいと思います。

まず、制度の全体のフレームワークを説明申し上げたいと思いますので、恐縮でございますが、7ページをごらんください。今回諮問いたします開設指針というのは、開設計画の認定制度というのが電波法の規定にございまして、その一連の手続の中の最初の手続になります。携帯電話や本件のBWAを含めまして、同一の者が相当数開設する必要がある無線局を特定基地局と呼んでいますが、これについては開設計画の認定を受けた事業者のみが基地局の免許申請が可能という効果がございます。

開設計画の認定を行うに当たっては、下を書いてある3つの手順をとっていく形になります。1点目が本諮問に関係しますが、開設指針、いわゆる割当方針を公示いたします。これが今諮問いたしておるものでございます。答申をいただければ、開設計画の申請の受付を開始し、その後に指針に照らして審査をした後に開設計画を認定する。認定をする際に、再度電波監理審議会に諮問して答申をいただいた後に、大臣が認定をするという流れになっております。法定上の手続としまして、開設計画の申請の受付は、法定上1カ月の申請期間を要することとされております。今回は、下に流れを記載してございますが、開設指針について諮問いたすものでございます。

その中身ですが、戻っていただきまして2ページになります。全体の概要を載せております。まず、特定基地局の範囲は先ほど田原のほうからあったとおり、BWAの基地局が対象になっております。

使用する周波数についても先ほど説明したとおりですが、2,645MHzを超え2,650MHz以下、割当て可能な周波数の一番右端の5MHz幅については、人工衛星局が隣にございますが、そこに対する混信防止措置を講じなければいけないという条件がつくものでございます。

特定基地局の配置及び開設時期ですが、開設計画の認定を行ってから4年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が50%以上になるように配置しなければならない旨をまず記載しております。通常、携帯電話を含めまして、開設計画の認定に当たっては人口カバー率の規定を設けておるものでございますが、従来の規定と1点異なったものがございます。下に小さい字で※を書いてありますが、人口カバー率の算出について今回算定方法を変更いたしております。今回の人口カバー率の算定方法については、約500m四方の区域ごとにエリアになっているかどうかを判断して、人口カバー率を算出するという方式を新たにとることといたしました。従来は全ての市町村事務

所をカバーした際に、その市町村全域をカバーしたという考えで算出しております。

9 ページが、今回の人口カバー率の計算方法の変更を図示したものでございます。左側が従来のものでございます。先ほど申し上げたとおり、従来の携帯電話及びBWAを最初に認定したときは全て共通しておりますが、簡単に言うと、市町村役場をカバーするとその市町村全域についてカバーしたものとして人口カバー率を計算いたします。今回は、メッシュ方式と一般に呼んでおりますが、これは国勢調査の区切りのメッシュを用いるものでございますが、約500m四方のメッシュに区切り、メッシュの過半をカバーした際に当該メッシュをカバーしたものとして算出するというところでございます。

従来の市町村事務所方式ですと、1,750市町村がカバーの有無を計算するときの母集団となりますが、今回のメッシュ方式になった場合、約500m四方でございますので、メッシュの数で申し上げますと47万7,000程度ということで、かなり数が多くなりますが、その分人口カバー率の算出がかなり細くなるということでございます。

変更した理由でございますが、市町村合併が進みまして、市町村の数そのものが大幅に下がってきたということと、BWAも携帯電話も同じでございますが、サービスが全国に浸透してきておりまして、ユーザーから見た場合、市町村役場の単位というよりも面的に見てつながるかどうかが大切になってきていると思いますので、そういう現在の状況も踏まえまして、算定方式をより細かいものに改定したものが変更点になっております。この人口カバー率が50%ということを一基準にしております。

お戻りいただきまして2ページでございますが、続きまして3ポツの(2)でございます。認定から2年後の年度末までに、先ほど150Mbps超と申し上げた分ですが、高度BWA基地局の運用を開始しなければいけないという

ことにしております。(3)では、全ての都道府県において特定基地局の運用を開始しなければいけないという条件をあわせて付しております。

4つ目が、電波の能率的な利用を確保するための技術の導入について、キャリアアグリゲーション等の技術を導入することを求めています。

5番目は、開設計画の認定に関する事項でございます。申請できる周波数の幅は、冒頭申し上げたとおり20MHz幅ですが、既存事業者については、10MHz幅または20MHz幅のどちらかを選択して申請して認定することとしております。認定に当たっての審査でございますが、絶対審査基準に掲げる要件についてまず審査をしまして、要件に適合する申請が2以上あった場合については、競願時審査基準に従って認定を行うという流れにしています。ただし、※が書いてありますが、過去BWA事業について認定を行った後に他者に譲渡、もしくはその事業を廃止した者については、認定をする上では劣後するという内容となっております。

その他は認定後の話になりますが、四半期ごとまたは総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を提出していただくということを求めています。さらに、提出された書類について、指針及び計画に基づいて実施されているかどうか確認し、書類の概要、確認の結果を総務省がインターネット等によって公表することとしたいということを記載しています。

3ページ目が絶対審査基準、4ページ目が競願時審査基準になっております。まず、絶対審査基準でございますが、2ページ目で申し上げた要件に加えまして、ここに記載している10個の要件を満たすことを第1段階の基準としております。

内容的には、通常、携帯電話の絶対審査基準として見てきたものとほぼ同じものとなっております。例えば(1)で設置場所の確保、設備調達等に関する計画を有すること。(2)で必要な技術的検討の実績・計画、電気通信設備の調

達等の計画を有すること。飛びまして（５）ですが、設備投資に関する資金調達
の計画及び認定の有効期間（５年間）の満了までに単年度黒字を達成する収
支計画を有すること。（６）は法令遵守、個人情報保護、利用者利益保護等の対
策等を講ずる計画を有すること。（８）ですが、BWAの免許を有しない者に対
する卸電気通信役務、電気通信設備の接続の方法（MVNO）を提供する計画
を有していること。（９）については、既存利用者のみ審査することになってお
ります。これは、５年間に指定済周波数、つまり既に今保有している周波数に
ついてBWAの高度化をする、高度BWAの基地局を設置する計画をあわせて
有していることが要件です。

携帯電話と違う部分は最後の（１０）でございまして、BWAについては平
成１９年に導入を図ったところでございますが、当時から携帯電話事業者自身
が認定開設者になれない。または、携帯電話事業者が議決権の３分の１以上を
保有している場合は認定しない。つまり、携帯電話事業者に対する出資の規制
を設けております。携帯電話とBWAは別の市場として活性化していきたいと
いうことが主眼にありまして、この制限を設けておりますが、この状況につ
いては現在も同じでございますので、この部分については平成１９年の認定当時
と同様に今回も設けることとしたいと考えております。

続きまして、４ページ目でございますが、先ほど申し上げた絶対審査基準に
適合した場合に、さらに絞り込みをするための競願時審査基準でございます。
大きく分けて第１基準、第２基準となっておりまして、簡単に言いますと、第
１基準で優劣が決してしまえばそこで終了で、決し得ない場合については第
２基準に基づいて審査をするという流れで最終的に順位付けをして、上位者から認
定をするという手順をとることとしております。

まず、第１基準については、先ほど絶対審査基準のほうでも出ましたが、人
口カバー率がより高い者を認定するというところでございます。

続いて、もし第1基準が同位の場合については第2基準に移りまして、下に掲げる基準に対しての総合的な適合度合いが最も高い者を上位者とするという内容としております。基準がAからGまで記載がございますが、AからEまでは新規の事業者も含めて全事業者が審査を受けるものでございます。FとGについては、もともと割り当てられている周波数に関する競願時審査基準でございますので、既存事業者のみ審査をするものになっております。

まず基準Aは、高度BWAの基地局の人口カバー率の高低でございます。

基準Bが屋内のエリア化、屋内が通じるような計画及びその他通信速度の向上技術の計画の充実度合いでございます。屋内のエリア化については、先月答申いただきました臨時の利用状況の評価において、全国BWAの事業者における屋内エリア化が進んでいないということも踏まえて、基準化したものでございます。

基準Cが(1)、(2)、(3)と3つございますが、安全・信頼性の確保に関する計画の中身の充実度を審査するものでございます。これも基準Bと同様に、臨時の利用状況調査の評価において、予備電源を含めまして対策等について充実する必要があるということも踏まえて基準化したものでございます。

基準Dについては、MVNOの提供についての計画の充実度合いですが、基準Dの最初のところの「多数の者」の後ろに「携帯電話事業者を除く」と記載しております。これも同じように、臨時の利用状況調査をした際に、現在のMVNOが携帯電話事業者に提供している割合が圧倒的に多いということで、それを多様化する意味で、携帯電話事業者以外の者により提供する必要があるという評価を受けたものでございまして、携帯電話事業者を除いた多数の者に対するMVNOの提供についての計画の充実性を審査するものでございます。

基準Eが現在BWAの周波数の割当てを受けていない者、または今受けている者のうち周波数の幅に対する契約者数の割合、逼迫の度合いが高い者かどうか

かということ審査するものでございます。

以上、AからEまでの審査をした段階で、申請者が既存事業者のみの場合、または新規の事業者から申請があった場合でも、既存事業者2者がAからEの段階で新規の事業者よりも高い場合、つまり1位、2位を既存事業者が占めた場合については、最終的に1位を決するためにFとGの審査を行います。FとGはそれぞれ基準A、基準Bに対応する、もともと割り当てられている周波数における人口カバー率の高さ、及び屋内エリア化も含めた電波を効率的に利用する技術の導入に関する計画について審査するものでございます。

なお、今回は周波数幅20MHzを割り当てるということでございますので、基本的には1者のみの認定となる確率が極めて高い状況でございます。ただし、既存事業者は10MHz幅ずつ申請できるということで、2者とも10MHz幅ずつということであると、場合によっては2者になることもありますが、そういう意味では、同順位になるケースも考えられるということで、仮に第2基準まで行った段階でも優劣がつかないという結果になった場合の措置として、新規事業者である者を上位者として認定する。新規事業者がない場合については、既存事業者間において割当てを希望する周波数の幅が小さい者、つまり10MHzという幅を希望する者を上位者として認定するという内容を記載しております。

5ページ目でございますが、第2基準の審査に当たりましては、700MHz帯、900MHz帯という携帯電話の認定をしたときに点数化して評定して認定を行いましたが、同様に今回も点数化して認定をしていきたいと考えておりまして、今般点数の配点についてあわせてパブリックコメントをして整理したものでございます。

基本的には、この表の左側の「審査事項」というのは開設指針に書いている審査事項でございます。真ん中に「評価方法」と書いてございますが、右側の

点を付与するかどうかの内容をかみ砕いて書いたものでございます。例えば基準Aについては、人口カバー率がより大きいことが審査基準となっておりますが、他の申請者より大きい場合については $N - 1$ 点を最高点として配点する。 N というのは絶対審査基準に適合した申請の数でございます。ですから、例えば3者申請があった場合で、3者のうち1者の人口カバー率が極めて高いということであれば、 $3 - 1$ で最高2点を付与するというものでございます。

基準B、基準C、基準Dも同じように審査をしまして、それぞれ最高点の配点をしますが、点数の配分については、総当たりで審査をすることとしております。上の「審査方法」の4行目のところでございますが、対抗的審査と呼んでおりますが、総当たりをして勝ち数に応じて点数を付与し、1勝すると1点付与する。

基準Eは、該当した場合は点数を付与するというものでございます。

基準F、基準Gは、既存事業者は2者ございますので、2者についてそれぞれ該当すると配点するという事で、最終的に合計点の高い者を上位者として認定していきたいと考えております。

本件について、パブリックコメントを4月から5月にかけて行いました。6ページ目でございます。合計13者から意見の提出がございました。詳細は(参考)というところに記載しておりますが、概略は6ページでございます。基本的に既存事業者を含めまして本案に賛成ということで、速やかな周波数の割り当てを望むという意見が多数寄せられております。

そのほか、NTTドコモからは、メッシュ単位の人口カバー率の計算方法について、広く一般にもわかりやすいように示してほしいという意見が寄せられておりますので、基本的には先ほど説明しましたとおりメッシュで計算する点以外は従来と同じ算出方法でございますが、申請のマニュアル等を今後作成する中で、広く一般に算出方法がわかるようにしていきたいと考えております。

あと、屋内エリアについての評価の方法、あるいは衛星システムへの混信防止措置について評価、公表をきちんとしてほしいということがございますので、今後の審査及び四半期報告の中で対処してまいりたいと思います。

さらに、その下ですが、20MHz幅を申請する際の記載事項に誤りがあるのではないかとご意見がありますが、誤植がございましたので修正いたします。

あと、その下ですが、全国BWAが高度化する一方、地域BWAが取り残される不安があり、新たな通信方法の導入だけでなく、20MHz幅の利用等も含め、引き続き地域BWAに注意を払ってほしいということで、地域BWA関係の事業者様のほうから、引き続き地域BWAに関する制度整備に対する要望が寄せられておりますので、本件とは別に地域BWAの制度整備に取り組んでまいりたいと考えております。

その他、個人からここにありますように、帯域制御をしていない、一定の通信量を超えると制御しないという点も審査基準へ加えるべきではないかという意見がございましたが、必ずしもそのこと自身が有効利用に結びつくものではございませんので、基準としていません。

それと、周波数の幅ですが、25MHz幅の割当てをすべきだというご意見がありましたが、先ほど述べましたように他の免許との間ではガードバンドとして5MHz幅が必要であるということと、今は最大20MHz幅という技術基準にしておりますので、最大20MHz幅ということで行っていきたいと考えております。

その他、個人からここにあります意見が出ておまして、特に最後のほうは個別の会社に対するご意見でございます。それと、一番下はN-STARという人工衛星についての提言でございますが、本件の割当てとは別のものとして取り扱うこととしております。

以上、駆け足になって申し訳ございませんでしたが、開設指針の内容について説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、本件につきましてご質問、ご意見はありますでしょうか。

○原島代理 実際に計画するほうは結構大変な作業だと思いますが、従来と人口カバー率の切り方が違って来たということで、今回500m四方というのを出しているんですが、国勢調査等ではこういう単位で数字が既にあるから、それを利用したと考えていいでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 ご指摘のとおりだと思います。500メートルメッシュ、どこでどう区分するかというものに基づいて国勢調査が行われておりまして、そのメッシュごとの人口も国勢調査の結果で出ております。平成22年のデータがございますので、実際の人口カバー率はこのデータを使って計算していただくということになっています。

○原島代理 申請する側は、それほど作業が増えるわけではないと考えてよろしいでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 数が多いので、我々としては単純ミスがないことを祈ります。

○原島代理 大変数はありますが、申請する側及び審査する側両方だと思います。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 先ほど申し上げたように、国勢調査のデータを使って当てはめていくという作業でございますので、1個ずつメッシュで数えていくという話ではございませんので、データ処理をしていただくということになりますので、それに伴って長時間の作業を要するというものではないと考えております。

○原島代理 もう一点、いろいろなケースを想定して、同順位の場合どうする

かというのがあります。誤解があるのかもしれませんが、基準Fと基準Gは2つですから、1勝1敗ということがあるわけです。ということは、基準F、Gに入ったときに、それが既存事業者であって、割当てを希望する周波数幅がもし同じであったとすると、これでは結論が出ない。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 今ご指摘のように、基準Gまで行った段階というのは、既存事業者が上位を占めた場合になります。この場合に同点となった場合ですが、さらにケースを分けて2つ考えられると思います。つまり、既存事業者のどちらか一方が20MHz幅を希望し、もう一方が10MHz幅を希望した場合は、先ほど同点の場合の処理がございましたので、今回のルールが当てはまります。

しかし、2社とも20MHz幅を希望する場合は、同点の規定を用いまして全部で20MHz幅しか割り当てることができませんので、そのケースが生じた場合については、この指針における審査においては割当可能周波数の量が足りませんので、この時点では認定ができないということで、再度開設指針をつくり直して募集をし直すという手続になろうかと思えます。

○原島代理 場合によっては、基準F、Gではなしに、もう一つ設ければ、1勝1敗ということではなくて、2勝1敗で必ず決まるのではないかと思ったんですが。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 基準F、基準Gの審査の前に、既存事業者の場合はAからEまでの合計点数に加えてFからGまでということになりますので、7つ基準を設けておりますので、会長代理がご指摘のように申請の内容に応じて処理は変わりますが、7つの審査を経て、それでもなお同点だとすると、指針で見るべき点を再度洗い直してやることにならざるを得ないかなと思います。

○前田会長 同じように配分の話で、極めてレアなケースかもしれませんが、

新規の申請をかなり多くの人たちに出させて、仮に10者が少なくとも表面上は関係ない顔をして出てくると、Nが十何点かになりますね。そういう場合に想定されるのは、各者は絶対基準は多分通るでしょうから、競願時審査基準で上位の2、3者、すなわちまともなところは基準Eまでは相当僅差で競っていることになります。既存の2者がそこまでで1点差とか2点差ぐらいで来て、基準FとGになった途端に1項目で10点以上の加点となるという状態が起こることになります。こうしたケースを想定して、何らかの用意をしなくてもいいのかという気がしたんですが。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 正直に言うと、10者ほど来るかどうか。昨年の参入状況調査を踏まえると、現状そこまでではないのかと思っていますが、今の点数表の考え方で申し上げますと、上の審査方法にございますが、F、Gも含めて各基準の配点については全体として軽重を設けない、つまり、各基準で満点をとれる点数について差をつけない。これは、各基準の中身自身に有効利用の程度から見た場合に差がないだろう。つまり、どの基準を特に優遇して、どの基準だけを優遇しないことはできないということで、同じ配点にしたものでございます。

700MHz帯、900MHz帯も実は同様の考え方をしておりまして、配点そのものを変えることはできないだろうということでこういう配点にしておりますので、確かに会長のご指摘のパターンでありますと、基準F及び基準GはN-1でございますので、例えば全部で11社来ると、F、Gで配点が10点とれるかとれないかということになるパターンは考えられます。

逆に、むしろそういうことが論理上起こり得ることも想定しますと、配点そのものを事前に公表することによって、特にFとGについては既存事業者のみに適用されますので、既存事業者についてはFとGは1勝の重みが違うことも配慮しながら申請をするようにあらかじめお知らせするという意味も含めまし

て、配点自身を公表していくことが適切かと思っております。

○原島代理 こういう配点によって、どこが有利、不利というのはないんですか。パブリックコメントの中で、有利、不利があるならばこの配点を重視すべきだというのが出てもいいと思ったんですが、それは出ていないですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 この基準そのものの意見というよりも、これ自身は良いので、そのような割当てを実施していただきたいというだけの意見でございましたので、配点そのものについて修正すべしというものはないと理解しております。

○前田会長 それぞれの項目が重きをどこに置くこともなく、等分という思想は良いと思うので、実際にそうではない事態が起こったときの対処だけですね。実質的に上のほうは1点しか差がつかなくて、下が10点も差がつくというような事態が起こったときに、同じ配分と言えるのかという疑問があります。結論が変わらないケースもあるかもしれないけれども、万が一変わるようなケースがあったときにどうするかは、頭の体操をやっておいたほうがいいのかもわからない。

○原島代理 おそらくはその前に絶対審査基準、あるいは第1基準等でかなり厳しくしているので、ダミーとして出して自分のところを有利にしようということは起こらないであろう。それをもしやろうとするとコストのほうが大変。

○前田会長 ダミーそのものは負けるけれども、既存2者はいずれにも勝つでしょうから、多分上のほうは10点对9点ですね。どっちにしても、1点差しかつかない。だけど、最後のところだけは10点の差がつくということだけなんですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 むしろ、ご指摘のパターンが組み合わせとして論理上ないということではないんですけれども、そもそも逆に言うと、20MHz幅しか割当ての量がない中で、今回割当てに踏み切った一つの背景

としましては、昨年の段階で行った参入希望調査及び臨時の利用状況調査等も踏まえまして、必ずしも20MHz幅で全ての需要に対して満足するわけではないのですが、少なくとも今のBWA、携帯電話の規模をはるかに上回る希望の声、あるいはパブリックコメントが寄せられていないということもございましたので、実態的な話を申し上げますと、希望の大まかな規模感を踏まえながら配点を公表して、ご議論を賜りながら作っていったという現実的な考え方にしております。

○原島代理 今回の開設指針と直接関係ないかもしれませんが、パブリックコメントの中に地域BWAの意見がございました。地域BWAも非常に大切ですので、場合によっては全国のBWAから1つのMVNOみたいな、むしろ地域が使いやすくなるという形で、運用上地域を大切にすることが大切なのではないかなと個人的には思っています。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 特に前回評価について諮問したときにも、地域BWAについていろいろ前向きに検討をするべきだというご意見を多数賜っております。今回は全国BWAを諮問しておりますが、同時並行的に地域BWAについても技術的な状況を検討しております。これを踏まえながら最終的に地域BWAの今の審査の方法がより柔軟になるような方向にしていきたいと考えております。ただし、制度上は全国BWAと全く違ってございまして、地域BWAは開設計画という手続をとりませんで、市町村単位の狭いものでございますから、各総合通信局で行う免許という短時間で処理ができるような手続をとっておりますので、審査基準並びに技術基準を拡充、あるいは簡素化するような形で、なるべく要望を聞きながら応えていきたいと思っております。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。ありませんか。

特にないようですので、諮問第14号については、開設指針の制定案に示されているとおりに制定することは適当である旨の答申を行うことにしてはいか

がかと思いますが、よろしゅうございますか。

異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出していただきたいと思ひます。

それでは、総合通信基盤局関係の審議はこれで終了でございます。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○前田会長 あとは、次回の開催についてだけですけれども、次回の開催は平成25年6月12日水曜日、15時からということで予定していますので、よろしくお願ひいたします。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。